

佐倉市企業誘致助成制度に係る対象拡大について

主に工業団地等において新規立地・再投資する企業に対して助成する「佐倉市企業誘致・再投資助成金」について、対象業種や対象区域の拡大を行いました。

【1】ホテル等宿泊施設の対象業種追加について

1. 経緯

ホテル等の宿泊施設が少ないことから、誘致を促進するため、企業誘致助成制度の対象業種にホテル・旅館業を追加することとし、特に駅周辺のにぎわい創出につなげるため、対象区域を鉄道駅周辺とします。

2. 対象要件

- ・旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に供するホテル・旅館
(・客室数50室以上 ・常時雇用10人以上)

3. 対象区域

- ・市内鉄道駅から半径500メートル以内
※京成大佐倉駅及び山万ユーカリが丘線の各駅を除く。

4. 助成内容

- ・補助対象年度の前年に支払った固定資産税及び都市計画税納付額
※土地、家屋：操業開始から5年間（本社の場合は7年間）
償却資産：操業開始から2年間（全額対象）

【2】賃貸型誘致促進助成金の対象区域の拡大について

1. 経緯

駅周辺の空洞化（商業施設の撤退）等に対し賑わい再生を図ることが課題となっています。そこで、店舗、オフィスの入居を推進するため、一定規模以上の企業が入居する賃貸型オフィス等の対象区域を拡大することとします。

2. 対象要件

- ・常時雇用5人以上の企業

3. 対象区域

- ・市内鉄道駅から半径500メートル以内の賃貸施設
※京成大佐倉駅及び山万ユーカリが丘線の各駅を除く。

4. 助成内容

- ・前年度の年間テナント賃借料の2分の1（上限150万円、本社300万円）
※操業開始から3年間

問合せ：経済環境部 商工振興課 山口・前川
電話：(484) 6145